法定福利費についての特別講習

1.　法定福利費とは

国土交通省より～

国民が安心して暮らすための基本ともいえる社会保険制度、いいかえれば国民の基本的な権利。その権利を負担する事は国民の義務でもある。

実施前年である平成23年度実績は製造業が８８％の社会保険加入率に対し、建設現場における技能労働者の加入率が３８％であった。

建設産業において下請企業を中心に雇用、健康保険、年金について法定福利費を適正に負担しない企業が多く存在することから、技能労働者に対し加入確認、指導を行う事となった。

また、職人不足の大きな原因でもある若者の技能労働離れの改善するため、将来の社会保障を確保する事が重要です。

これにより、技能労働者の雇用改善や不良不適格業者の排除と建設産業の持続的な発展に必要な人材の確保、公平で健全な競争社会の構築を図ることを目的としています。

2．法定福利費の算出

法定福利費　＝　労務費（施工代×労務費比率）　×　保険料率

（労務費率、保険料率は別紙参照）

3．事業形態により異なる作業員名簿記入例と義務

（1）個人事業主で１人親方

１人親方の定義は、

① 自分の道具を使う
② 自分の責任と判断において
③ 自分の資金で
④ 自ら法律上の責任を負う

以上が１人親方の条件。

１人親方が請け負う場合は、「保険加入の有無」欄の「適用除外」に○で囲み、「事業所整理番号」欄のうち各保険の番号欄は空白のままとする。

ただし、社会保険や厚生年金保険に適用されない人は国民保健や国民年金の被保険者となりますので、適切な保険に加入しなければならない。

（2）個人事業主で労働者２人～４人

親方が請け負う場合は、「雇用保険の加入」欄に○で囲み保険番号を記入する。「社会保険の加入」欄と「厚生年金の加入」欄は「適用除外」に○で囲み各保険の番号欄は空白のままとする。

ただし、社会保険や厚生年金保険に適用されない人は国民保健や国民年金の被保険者となりますので、適切な保険に加入しなければならない。

（3）個人事業主で労働者５人以上または法人組織

・社会保険、厚生保険に必ず加入しなければならない。

・「雇用保険の加入」欄、「社会保険の加入」欄、「厚生年金の加入」欄すべての加入に○で囲み保険番号を記入しなければならない。

「健康保険等の加入状況」欄記載例は別紙参照

今後の課題

・法定福利費の必要性と適用保険加入率改善
・社内教育と取引先への周知徹底
・速やかな見積書の運用

平成27年度 社会保険法定福利費算出(事例)

1. 見積概要

図-1

アルミ製手摺工事見積書
・製品代計
・運搬費
・取付費(取付費＋施工作業員が負担する労務費率…A ＋その他人件費)
・諸経費

見積合計 …①

・法定福利費 …②

1)取付費の中の労務費率 …A

(算出事例)…社会保険加入促進計画

・取付費＝労務費(賃金)＋労働者が負担保険料含む → 100%
・取付費に関するその他人件費 41%＝内訳:福利厚生費等 23% ＋現場作業における経費 18%

労務費率(換算):100÷(141＝100＋41)＝70.9%
取付費内のその他経費:取付費100－労務費率70.9＝**29.1%**

2)法定福利費以外の見積合計 …①

3)見積書に明示する法定福利費
図-1枠内の 法定福利費 …② 算出方法 →【事業主が負担する社会保険料】

(算出事例)…社会保険加入促進計画(案) 日本アルミ手摺工業会 4頁1.(3)表参照

イ、雇用保険料	1.05%
ロ、健康保険料	5.81%＝健康保険料率10.04/2＋介護保険料率1.55/2(別添資料P3参照)
ハ、厚生年金	8.84%
ニ、児童手当拠出金	0.15%
計	**15.85%**

＊法定福利費算出について保険料率は各自治体によって異なります。

＜算出式＞
法定福利費＝施工代×労務費比率(70.9%)×法定福利費率(15.85%)

法定福利費を明示するにあたっての考え方

1．法定福利費とは

（1）法定福利費とは企業（事業主）が負担する法律で定められている福利厚生に関する保険料です。

	分類	科目	事業主負担分	備考
（広義の）社会保険料	（狭義の）社会保険料	健康保険料（介護保険料を含む）	半額事業主負担	
		厚生年金保険料		
		（児童手当拠出金）	全額事業主負担	
	労働保険料	労災保険料		元請一括加入
		雇用保険料	一定割合事業主負担	

（2）今回、見積書に明示するのは、事業主が負担する社会保険料（法定福利費）です。
施工作業員が負担する社会保険料は、労務費（賃金）に含まれています。

（3）労務費に対する社会保険料の比率は以下の表によります。
保険料率は諸条件（地域・客年等）により異なります。

（単位%）

㋑～㊁ 別添資料番号	保険区分	事業主負担比率（法定福利費率）	個人負担比率	事業主＋個人負担比率
P-1	㋑ 雇用保険料	1.05	0.6	1.65
P-2～3	㋺ 健保保険料	5.81	5.81	11.62
P-4	㋩ 厚生年金	8..84	8.84	17.68
P-5	㊁ 児童手当拠出金	0.15	0	0.15
	計	15.85	15.25	31.1

（モデル：東京）

（出展資料）

厚生年金・児童手当拠出金	日本年金機構　保険料額表（平成24年9月分～）
雇用保険料	厚生労働省　平成24年度雇用保険料率表
健康保険	全国健康保険協会　協会けんぽの特定保険料率及び基本保険料率（保険料率の内訳表示）について

２．見積書に明示する法定福利費の算出方法

法定福利費（見積明示金額）＝取付費×労務費率×法定福利費率

＊法定福利費は値引き対象とはしません。

（１）物件の取付費を算出します。

（２）取付費の中の労務費率を算出します。

労務費率は以下の考え方を参考にして算出します。

（国土交通省公表資料 H240710）

労働者の雇用に伴い必要な経費の内訳

- 取付費
  - 労務費（賃金） 100%
    （労働者が負担する保険料を含む）
  - その他人件費（必要経費） 41%
    - 福利厚生費等 23%
      法定福利費、労務管理費　等
    - 現場作業における経費 18%
      安全管理費、宿泊費、送迎費　等

上記の場合、労務費率＝100÷（100＋41）＝70.9%となります。

（３）法定福利費率は１，の（３）表を参考に各自治体の最新の保険料率を確認して算出します。

３．見積書への明示について

（１）見積書表紙に法定福利費を明示します。

１）見積条件を追加します。

「法定福利費は施工作業員の社会保険料の事業主負担分です。」

２）見積合計金額と法定福利費合計金額を併記します。

（明示位置は標準書式を参照）

なお、法定福利費は見積合計金額に含みません。

３）見積項目に法定福利費を追記します。（見積事例）

アルミ製手摺工事
- ・製品代計
- ・運搬費
- ・取付費
- ・諸経費

合計　…①
法定福利費　…②

＊工事項目の合計金額には法定福利費は含みません。

＊工事項目が分けられる場合は見積書表紙に法定福利費合計金額を明示します。

再下請負通知書の「健康保険等の加入状況」欄の記載例

再下請負通知書には、「自社に関する事項」ページと、「再下請負関係」ページがあり、両方のページにそれぞれ「健康保険等の加入状況」欄があります。それぞれの記載内容は以下のようになります。

再下請負通知書の「健康保険等の加入状況」欄記載内容

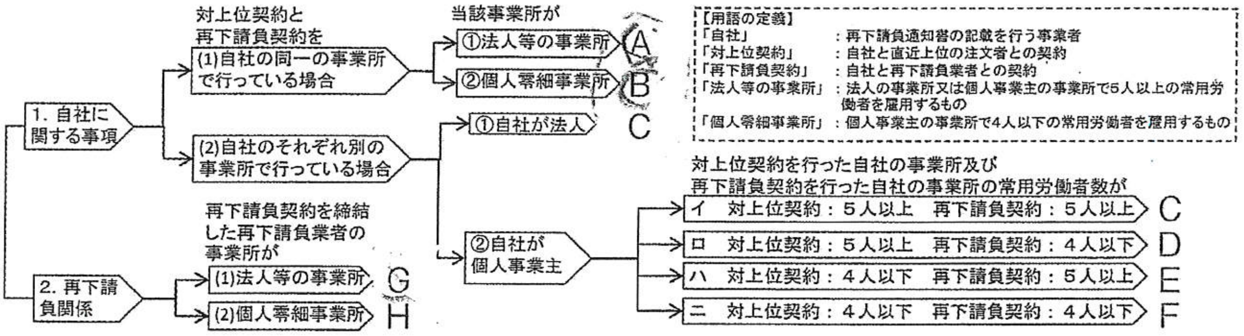

1.「自社に関する事項」ページの「健康保険等の加入状況」欄の記載について

再下請負通知書の記載を行う事業者（以下「自社」という。）が直近上位の注文者との契約（以下「対上位契約」という。）と再下請負業者との契約（以下「再下請負契約」という。）をどの事業所で行っているかで、記載内容が異なります。

（1）対上位契約と再下請負契約を自社の同一の事業所で行っている場合、当該事業所が以下の①②のどちらであるかにより、記載内容が異なります。

① 当該事業所が法人の事業所又は個人事業主の事業所で５人以上の常用労働者を雇用するもの（以下「法人等の事業所」という。）である場合の記載例は以下の通りです。

A 健康保険等の加入状況					
	保険加入の有無	健康保険		厚生年金保険	雇用保険
		加入　未加入　適用除外		加入　未加入　適用除外	加入　未加入　適用除外
	事業所整理記号等	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険
		○○建設(株)本社	杉並けま 12345※	杉並けま 12345	12345678909-876

② 当該事業所が個人事業主の事業所で４人以下の常用労働者を雇用するもの（以下「個人零細事業所」という。）である場合の記載例は以下の通りです。

B 健康保険等の加入状況					
	保険加入の有無	健康保険		厚生年金保険	雇用保険
		加入　未加入　適用除外		加入　未加入　適用除外	加入　未加入　適用除外
	事業所整理記号等	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険
		○○工務店本社	－	－	12345678909-876

抜　粋

公共建築工事見積標準書式

（建築工事編）

平成２７年版

本書式は工事価格の積算に際し参考とする製品及び専門工事価格について、製造業者を含む専門工事業者（以下「専門工事業者」という。」）から適正な見積価格を得るために使用する書式として、基本的な構成、記載項目等を示すものである。

第1章　一般事項

1．見積書の構成

見積書は、工事における一定条件のもと、依頼者の要求する仕様を満足する製品等の価格、金額について専門工事業者より提出してもらう書類であり、その手続きに必要な書類及び見積書の構成は以下による。

なお、本書式で定められていない見積については、本書式に準じた書式で作成するものとする。

(1)　見積依頼時

①　見積依頼書
②　見積条件書
③　設計図書、仕様書等（見積りに必要な部分を発行する。）
④　見積書表紙　（必要に応じて発行する）
⑤　参考数量　　（必要に応じて発行する）

(2)　見積書

①　見積書表紙
②　見積内訳書
③　見積条件書（見積依頼時の見積条件を踏まえ、条件を整理し明示する）
④　(1)において発行された設計図書、仕様書等（必要に応じて返却）

2．各書式の内容

(1)　見積依頼書

見積依頼に際し、依頼する物件に関する情報について取りまとめた書類である。

なお、見積作成における項目立ての注意や、見積条件が異なる場合の対応方法についての記述が必要な場合も見積依頼書に記入する。

以下に代表的な記載項目を示す。

① 工事概要に係わる項目
・工事名
・工事場所
・予定工期

② 建物概要に係わる項目
・構造
・階数
・建築面積、延床面積

③ 提出に係わる項目
・提出期限
・提出先宛名
・提出部数
・提出方法
・見積依頼者氏名
・見積依頼者連絡先

④ 与条件
・支給品の有無
・施工条件等

(2)　見積書表紙

見積書表紙には、見積金額（合計金額）の他に以下に示す対象工事に係わる項目と、作成者に係わる項目を記載する。

① 対象工事に係わる項目
・工事名
・工事場所
・見積発行年月日
・見積有効期限
・受け渡し方法
・支払い条件

② 作成者に係わる項目
・製造業者又は専門工事業者等名
・同上　所在地
・同上　代表者氏名
・同上　代表者印　又は　社印
・見積作成者　氏名
・見積作成者　連絡先（TEL 及び FAX 番号）

(3)　見積内訳書

見積内訳書は、見積対象の品目、工事を要求仕様、摘要、項目毎に当該金額が記載されるようにした書類である。

本標準書式にて様式を定めている品目、工事等については、原則として当該様式を活用するものとし、様式を定めていない品目、工事等については、本書式に準じて作成するものとする。

ただし、依頼者の都合で材料明細等の項目等に区分して記載してもらう必要がある場合等には、見積依頼書等を作成し、依頼者の希望する区分内容を明確に伝達する。

専門工事業者の諸経費（現場管理費及び一般管理費等）は、原則として工事費とは別に独立させ表現する。ただし、発注者の指示がある場合など、必要に応じて諸経費込みの単価とすることができる。

本標準書式中の法定福利費とは、雇用保険法、健康保険法、介護保険法及び厚生年金保法に規定されている事業主が負担する福利費である。なお、製品製造工場の労働者の法定利費は、製品価格に含むものとする。

追加しました

(4)　見積条件書

見積条件書は、工事見積に際し依頼者が作成し、工事範囲に含める事項、含めない事項を明確にし、依頼者の意図する見積対象範囲や施工条件等を作成者へ正確に伝えるための類である。

また、作成者に見積条件が正しく伝わったことを確認するためのチェックリストとしての意味合いも持たせている。

記入例として示してあるものは、標準的な例であり建物の規模、地域特性により修正の必要な場合がある。

第２章　書式

原則として、書式は以下による。

サンプル

見積番号

見　積　書

御中　　　　　　　　　　　　　　　　平成　　年　　月　　日

見積金額　　　　　　　　　　　円
うち、法定福利費　　　　　　　円　　追加しました
見積金額には消費税は含んでおりません。

工　事　名（及び担当専門工事）	
工事場所	
見積有効期間	平成　　年　　月まで
支払条件	
工期又は納期	平成　　年　　月まで
受渡場所	工事場所に同じ

住　所

会社名　　　　　　　　　　　　印

担　当

TEL　　－　　－
FAX　　－　　－

印	印	印

名　称	摘　要	数量	単位	単価	金額	備考
金属製　工事						
アルミ製		1	式			
鋼製		1	式			
鋼製軽量		1	式			
ステンレス製		1	式			
合計						

御　見　積　書(サンプル)

見積No.

平成27年10月21日

御中

様

下記の通り、御見積申し上げます

工事名

納　期　　受注後　　日

有効期限　　見積後　30　日

取引条件

納入先

〇△□株式会社

〇〇営業所

〒 111-0000

住所

TEL

FAX

NET金額

合計金額	¥0

	作成	担当

項目	内訳書
製品代合計	¥0
施工代合計	別途
小計	¥0
運搬費	¥0
図面費	¥0
諸経費	
法定福利費	
合計	¥0

(上記金額には消費税は含まれておりません)

御見積条件

1. ハツリ・墨出し・モルタル補修・塗装工事は含まれておりません。
2. 取付け足場・建て込み用仮設材・工事用電力及び用水は現場にて無償ご支援願います。
3. 製品搬入後の紛失・破損等は、実費をご負担願います。
4. 埋込アンカー及びアンカーボルトは含まれておりません。
5. 寸法・数量・構造又は仕上げに変更のある場合は別途ご清算願います。
6. 製作仕掛後のご変更・中止及び取付け後の金具紛失破損による損害については一切貴社にてご負担願います。
7. 工事現場における労災保険及びその他関係法令並び職案法による手続きは含まれておりません。
8. 産業廃棄物処理費用および現場の駐車場代は含まれておりません。
9. **原材料変動に伴い、価格が変動する場合があります。**

検査及び引渡し

取付け完了後は直ちに立ち合い検査を受け、検査承認後の破損等についての補修は有償とします。

摘要

平成27年度の雇用保険料率
前年度から変更はありません

平成27年4月1日から平成28年3月31日までの
雇用保険料率は、平成26年度と変わらず次のとおりです。

(平成27年度　雇用保険料率表)

負担者 / 事業の種類	① 労働者負担 (失業等給付の保険料率のみ)	② 事業主負担			①+② 雇用保険料率
			失業等給付の保険料率	雇用保険二事業の保険料率	
一般の事業	5/1000	8.5/1000	5/1000	3.5/1000	13.5/1000
農林水産 清酒製造の事業	6/1000	9.5/1000	6/1000	3.5/1000	15.5/1000
建設の事業	6/1000	10.5/1000	6/1000	4.5/1000	16.5/1000

厚生労働省／都道府県労働局／公共職業安定所（ハローワーク）

LL270212保01

病気やケガをしたとき
こんなときどうする
健康保険について
保険料率
都道府県毎の保険料率
都道府県単位保険料率に関するQ&A
平成27年度保険料率
平成26年度保険料率
平成25年度保険料率
平成24年度保険料率
都道府県毎の保険料額表

平成27年度の協会けんぽの保険料率は4月分（5月納付分）から改定されます

平成27年02月28日

平成27年度の協会けんぽの健康保険料率及び介護保険料率は、例年より1カ月遅れての本年4月分（5月納付分）*からの適用となります。 皆さまのご理解をお願い申し上げます。
*任意継続被保険者の方は5月分（5月納付分）から変更となります。

平成27年度都道府県単位保険料率

北海道	10.14%	滋賀県	9.94%
青森県	9.98%	京都府	10.02%
岩手県	9.97%	大阪府	10.04%
宮城県	9.96%	兵庫県	10.04%
秋田県	10.06%	奈良県	9.98%
山形県	9.97%	和歌山県	9.97%
福島県	9.92%	鳥取県	9.96%
茨城県	9.92%	島根県	10.06%
栃木県	9.95%	岡山県	10.09%
群馬県	9.92%	広島県	10.03%
埼玉県	9.93%	山口県	10.10%
千葉県	9.97%	徳島県	10.10%
東京都	9.97%	香川県	10.11%
神奈川県	9.98%	愛媛県	10.03%
新潟県	9.86%	高知県	10.05%
富山県	9.91%	福岡県	10.09%
石川県	9.99%	佐賀県	10.21%
福井県	9.93%	長崎県	10.07%
山梨県	9.96%	熊本県	10.09%
長野県	9.91%	大分県	10.03%
岐阜県	9.98%	宮崎県	9.98%
静岡県	9.92%	鹿児島県	10.02%
愛知県	9.97%	沖縄県	9.96%
三重県	9.94%		

※40歳から64歳までの方（介護保険第2号被保険者）は、これに全国一律の介護保険料率（現行1.72%から1.58%に変更）が加わります。
※変更後の健康保険料率と介護保険料率の適用は、一般の被保険者は4月分（5月納付分）、任意継続被保険者及び日雇特例被保険者は5月分からとなります。

平成27年4月分(5月納付分)からの健康保険・厚生年金保険の保険料額表

(›健康保険料率：平成27年4月分～　適用　›厚生年金保険料率：平成26年9月分～平成27年8月分　適用
›介護保険料率：平成27年4月分～　適用　›子ども・子育て拠出金率：平成24年4月分～　適用)

(大阪府)　(単位:円)

標準報酬			報酬月額		全国健康保険協会管掌健康保険料				厚生年金保険料(厚生年金基金加入員を除く)			
					介護保険第2号被保険者に該当しない場合		介護保険第2号被保険者に該当する場合		一般の被保険者		坑内員・船員	
					10.04%		11.62%		17.474%※		17.688%※	
等級	月額	日額	円以上	円未満	全額	折半額	全額	折半額	全額	折半額	全額	折半額
1	58,000	1,930	～	63,000	5,823.2	2,911.6	6,739.6	3,369.8				
2	68,000	2,270	63,000 ～	73,000	6,827.2	3,413.6	7,901.6	3,950.8				
3	78,000	2,600	73,000 ～	83,000	7,831.2	3,915.6	9,063.6	4,531.8				
4	88,000	2,930	83,000 ～	93,000	8,835.2	4,417.6	10,225.6	5,112.8				
5(1)	98,000	3,270	93,000 ～	101,000	9,839.2	4,919.6	11,387.6	5,693.8	17,124.52	8,562.26	17,334.24	8,667.12
6(2)	104,000	3,470	101,000 ～	107,000	10,441.6	5,220.8	12,084.8	6,042.4	18,172.96	9,086.48	18,395.52	9,197.76
7(3)	110,000	3,670	107,000 ～	114,000	11,044.0	5,522.0	12,782.0	6,391.0	19,221.40	9,610.70	19,456.80	9,728.40
8(4)	118,000	3,930	114,000 ～	122,000	11,847.2	5,923.6	13,711.6	6,855.8	20,619.32	10,309.66	20,871.84	10,435.92
9(5)	126,000	4,200	122,000 ～	130,000	12,650.4	6,325.2	14,641.2	7,320.6	22,017.24	11,008.62	22,286.88	11,143.44
10(6)	134,000	4,470	130,000 ～	138,000	13,453.6	6,726.8	15,570.8	7,785.4	23,415.16	11,707.58	23,701.92	11,850.96
11(7)	142,000	4,730	138,000 ～	146,000	14,256.8	7,128.4	16,500.4	8,250.2	24,813.08	12,406.54	25,116.96	12,558.48
12(8)	150,000	5,000	146,000 ～	155,000	15,060.0	7,530.0	17,430.0	8,715.0	26,211.00	13,105.50	26,532.00	13,266.00
13(9)	160,000	5,330	155,000 ～	165,000	16,064.0	8,032.0	18,592.0	9,296.0	27,958.40	13,979.20	28,300.80	14,150.40
14(10)	170,000	5,670	165,000 ～	175,000	17,068.0	8,534.0	19,754.0	9,877.0	29,705.80	14,852.90	30,069.60	15,034.80
15(11)	180,000	6,000	175,000 ～	185,000	18,072.0	9,036.0	20,916.0	10,458.0	31,453.20	15,726.60	31,838.40	15,919.20
16(12)	190,000	6,330	185,000 ～	195,000	19,076.0	9,538.0	22,078.0	11,039.0	33,200.60	16,600.30	33,607.20	16,803.60
17(13)	200,000	6,670	195,000 ～	210,000	20,080.0	10,040.0	23,240.0	11,620.0	34,948.00	17,474.00	35,376.00	17,688.00
18(14)	220,000	7,330	210,000 ～	230,000	22,088.0	11,044.0	25,564.0	12,782.0	38,442.80	19,221.40	38,913.60	19,456.80
19(15)	240,000	8,000	230,000 ～	250,000	24,096.0	12,048.0	27,888.0	13,944.0	41,937.60	20,968.80	42,451.20	21,225.60
20(16)	260,000	8,670	250,000 ～	270,000	26,104.0	13,052.0	30,212.0	15,106.0	45,432.40	22,716.20	45,988.80	22,994.40
21(17)	280,000	9,330	270,000 ～	290,000	28,112.0	14,056.0	32,536.0	16,268.0	48,927.20	24,463.60	49,526.40	24,763.20
22(18)	300,000	10,000	290,000 ～	310,000	30,120.0	15,060.0	34,860.0	17,430.0	52,422.00	26,211.00	53,064.00	26,532.00
23(19)	320,000	10,670	310,000 ～	330,000	32,128.0	16,064.0	37,184.0	18,592.0	55,916.80	27,958.40	56,601.60	28,300.80
24(20)	340,000	11,330	330,000 ～	350,000	34,136.0	17,068.0	39,508.0	19,754.0	59,411.60	29,705.80	60,139.20	30,069.60
25(21)	360,000	12,000	350,000 ～	370,000	36,144.0	18,072.0	41,832.0	20,916.0	62,906.40	31,453.20	63,676.80	31,838.40
26(22)	380,000	12,670	370,000 ～	395,000	38,152.0	19,076.0	44,156.0	22,078.0	66,401.20	33,200.60	67,214.40	33,607.20
27(23)	410,000	13,670	395,000 ～	425,000	41,164.0	20,582.0	47,642.0	23,821.0	71,643.40	35,821.70	72,520.80	36,260.40
28(24)	440,000	14,670	425,000 ～	455,000	44,176.0	22,088.0	51,128.0	25,564.0	76,885.60	38,442.80	77,827.20	38,913.60
29(25)	470,000	15,670	455,000 ～	485,000	47,188.0	23,594.0	54,614.0	27,307.0	82,127.80	41,063.90	83,133.60	41,566.80
30(26)	500,000	16,670	485,000 ～	515,000	50,200.0	25,100.0	58,100.0	29,050.0	87,370.00	43,685.00	88,440.00	44,220.00
31(27)	530,000	17,670	515,000 ～	545,000	53,212.0	26,606.0	61,586.0	30,793.0	92,612.20	46,306.10	93,746.40	46,873.20
32(28)	560,000	18,670	545,000 ～	575,000	56,224.0	28,112.0	65,072.0	32,536.0	97,854.40	48,927.20	99,052.80	49,526.40
33(29)	590,000	19,670	575,000 ～	605,000	59,236.0	29,618.0	68,558.0	34,279.0	103,096.60	51,548.30	104,359.20	52,179.60
34(30)	620,000	20,670	605,000 ～	635,000	62,248.0	31,124.0	72,044.0	36,022.0	108,338.80	54,169.40	109,665.60	54,832.80
35	650,000	21,670	635,000 ～	665,000	65,260.0	32,630.0	75,530.0	37,765.0				
36	680,000	22,670	665,000 ～	695,000	68,272.0	34,136.0	79,016.0	39,508.0				
37	710,000	23,670	695,000 ～	730,000	71,284.0	35,642.0	82,502.0	41,251.0				
38	750,000	25,000	730,000 ～	770,000	75,300.0	37,650.0	87,150.0	43,575.0				
39	790,000	26,330	770,000 ～	810,000	79,316.0	39,658.0	91,798.0	45,899.0				
40	830,000	27,670	810,000 ～	855,000	83,332.0	41,666.0	96,446.0	48,223.0				
41	880,000	29,330	855,000 ～	905,000	88,352.0	44,176.0	102,256.0	51,128.0				
42	930,000	31,000	905,000 ～	955,000	93,372.0	46,686.0	108,066.0	54,033.0				
43	980,000	32,670	955,000 ～	1,005,000	98,392.0	49,196.0	113,876.0	56,938.0				
44	1,030,000	34,330	1,005,000 ～	1,055,000	103,412.0	51,706.0	119,686.0	59,843.0				
45	1,090,000	36,330	1,055,000 ～	1,115,000	109,436.0	54,718.0	126,658.0	63,329.0				
46	1,150,000	38,330	1,115,000 ～	1,175,000	115,460.0	57,730.0	133,630.0	66,815.0				
47	1,210,000	40,330	1,175,000 ～		121,484.0	60,742.0	140,602.0	70,301.0				

※厚生年金基金に加入している方の厚生年金保険料率は、基金ごとに定められている免除保険料率(2.4%～5.0%)を控除した率となります。

●一般の被保険者の方　…12.474%～15.074%
●坑内員の被保険者の方…12.688%～15.288%

加入する基金ごとに異なりますので、免除保険料率および厚生年金基金の掛金については、加入する厚生年金基金にお問い合わせください。

◆介護保険第2号被保険者は、40歳以上65歳未満の方であり、健康保険料率(10.04%)に介護保険料率(1.58%) が加わります。

◆等級欄の(　)内の数字は、厚生年金保険の標準報酬月額等級です。
5(1)等級の「報酬月額」欄は、厚生年金保険の場合「101,000円未満」と読み替えてください。
34(30)等級の「報酬月額」欄は、厚生年金保険の場合「605,000円以上」と読み替えてください。

◆平成27年度における全国健康保険協会の任意継続被保険者について、標準報酬月額の上限は、280,000円です。

○被保険者負担分(表の折半額の欄)に円未満の端数がある場合

①事業主が、給与から被保険者負担分を控除する場合、被保険者負担分の端数が50銭以下の場合は切り捨て、50銭を超える場合は切り上げて1円となります。
②被保険者が、被保険者負担分を事業主へ現金で支払う場合、被保険者負担分の端数が50銭未満の場合は切り捨て、50銭以上の場合は切り上げて1円となります。
(注)①、②にかかわらず、事業主と被保険者の間で特約がある場合には、特約に基づき端数処理をすることができます。

○納入告知書の保険料額

納入告知書の保険料額は、被保険者個々の保険料額を合算した金額になります。ただし、合算した金額に円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額となります。

○賞与に係る保険料

賞与に係る保険料額は、賞与額から1,000円未満の端数を切り捨てた額(標準賞与額)に、保険料率を乗じた額となります。
また、標準賞与額の上限は、健康保険は年間540万円(毎年4月1日から翌年3月31日までの累計額)となり、厚生年金保険と子ども・子育て拠出金の場合は月間150万円となります。

○子ども・子育て拠出金

厚生年金保険の被保険者を使用する事業主の方は、児童手当の支給に要する費用等の一部として子ども・子育て拠出金を全額負担いただくことになります。この子ども・子育て拠出金の額は、被保険者個々の厚生年金保険の標準報酬月額および標準賞与額に、拠出金率(0.15%)を乗じて得た額の総額となります。

○平成２６年９月分からの厚生年金保険料額表

(単位：円)

標準報酬			報酬月額	一般（厚生年金基金加入員を除く）		坑内員・船員（厚生年金基金加入員を除く）	
				全額	折半額	全額	折半額
等級	月額	日額	円以上 ～ 円未満	17.474%	8.737%	17.688%	8.844%
1	98,000	3,270	～ 101,000	17,124.52	8,562.26	17,334.24	8,667.12
2	104,000	3,470	101,000 ～ 107,000	18,172.96	9,086.48	18,395.52	9,197.76
3	110,000	3,670	107,000 ～ 114,000	19,221.40	9,610.70	19,456.80	9,728.40
4	118,000	3,930	114,000 ～ 122,000	20,619.32	10,309.66	20,871.84	10,435.92
5	126,000	4,200	122,000 ～ 130,000	22,017.24	11,008.62	22,286.88	11,143.44
6	134,000	4,470	130,000 ～ 138,000	23,415.16	11,707.58	23,701.92	11,850.96
7	142,000	4,730	138,000 ～ 146,000	24,813.08	12,406.54	25,116.96	12,558.48
8	150,000	5,000	146,000 ～ 155,000	26,211.00	13,105.50	26,532.00	13,266.00
9	160,000	5,330	155,000 ～ 165,000	27,958.40	13,979.20	28,300.80	14,150.40
10	170,000	5,670	165,000 ～ 175,000	29,705.80	14,852.90	30,069.60	15,034.80
11	180,000	6,000	175,000 ～ 185,000	31,453.20	15,726.60	31,838.40	15,919.20
12	190,000	6,330	185,000 ～ 195,000	33,200.60	16,600.30	33,607.20	16,803.60
13	200,000	6,670	195,000 ～ 210,000	34,948.00	17,474.00	35,376.00	17,688.00
14	220,000	7,330	210,000 ～ 230,000	38,442.80	19,221.40	38,913.60	19,456.80
15	240,000	8,000	230,000 ～ 250,000	41,937.60	20,968.80	42,451.20	21,225.60
16	260,000	8,670	250,000 ～ 270,000	45,432.40	22,716.20	45,988.80	22,994.40
17	280,000	9,330	270,000 ～ 290,000	48,927.20	24,463.60	49,526.40	24,763.20
18	300,000	10,000	290,000 ～ 310,000	52,422.00	26,211.00	53,064.00	26,532.00
19	320,000	10,670	310,000 ～ 330,000	55,916.80	27,958.40	56,601.60	28,300.80
20	340,000	11,330	330,000 ～ 350,000	59,411.60	29,705.80	60,139.20	30,069.60
21	360,000	12,000	350,000 ～ 370,000	62,906.40	31,453.20	63,676.80	31,838.40
22	380,000	12,670	370,000 ～ 395,000	66,401.20	33,200.60	67,214.40	33,607.20
23	410,000	13,670	395,000 ～ 425,000	71,643.40	35,821.70	72,520.80	36,260.40
24	440,000	14,670	425,000 ～ 455,000	76,885.60	38,442.80	77,827.20	38,913.60
25	470,000	15,670	455,000 ～ 485,000	82,127.80	41,063.90	83,133.60	41,566.80
26	500,000	16,670	485,000 ～ 515,000	87,370.00	43,685.00	88,440.00	44,220.00
27	530,000	17,670	515,000 ～ 545,000	92,612.20	46,306.10	93,746.40	46,873.20
28	560,000	18,670	545,000 ～ 575,000	97,854.40	48,927.20	99,052.80	49,526.40
29	590,000	19,670	575,000 ～ 605,000	103,096.60	51,548.30	104,359.20	52,179.60
30	620,000	20,670	605,000 ～	108,338.80	54,169.40	109,665.60	54,832.80

○　厚生年金保険料率（平成２６年９月１日～平成２７年８月３１日　適用）
　一般の被保険者等　…17.474%　（厚生年金基金加入員　…12.474%～15.074%）
　坑内員・船員の被保険者　…17.688%　（厚生年金基金加入員　…12.688%～15.288%）
○　児童手当拠出金率　…0.15%
　※児童手当拠出金については事業主が全額負担することとなります。

● 被保険者負担分（厚生年金保険料額表の折半額）に円未満の端数がある場合
①事業主が、給与から被保険者負担分を控除する場合、被保険者負担分の端数が５０銭以下の場合は切り捨て、５０銭を超える場合は切り上げて１円となります。
②被保険者が、被保険者負担分を事業主へ現金で支払う場合、被保険者負担分の端数が５０銭未満の場合は切り捨て、５０銭以上の場合は切り上げて１円となります。
（注）①、②にかかわらず、事業主と被保険者の間で特約がある場合には、特約に基づき端数処理をすることができます。

● 納入告知書の保険料額について
納入告知書の保険料額は、被保険者個々の保険料額を合算した金額となります。ただし、その合算した金額に円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額となります。

● 賞与に係る保険料について
賞与に係る保険料は、賞与額から1，000円未満の端数を切り捨てた額（標準賞与額）に、保険料率を乗じた額になります。また、標準賞与額には上限が定められており、厚生年金保険と児童手当拠出金は1か月あたり150万円が上限となります。

● 児童手当拠出金について
厚生年金保険の被保険者を使用する事業主の方は、子ども手当等の支給に要する費用の一部として児童手当拠出金を全額負担いただくことになります。この児童手当拠出金の額は、被保険者個々の厚生年金保険の標準報酬月額及び標準賞与額に拠出金率（0．15%）を乗じて得た額の総額となります。

● 全国健康保険協会管掌健康保険の都道府県別の保険料率については、全国健康保険協会の各都道府県支部にお問い合わせください。また、全国健康保険協会管掌健康保険の保険料率及び保険料額表は、全国健康保険協会から示されております。
(http://www.kyoukaikenpo.or.jp/g3/cat330/sb3150/h26/h26ryougakuhyou)

● 健康保険組合における保険料額等については、加入する健康保険組合へお問い合わせください。

社会保険等へ未加入の場合は?

○ 所属している会社へご相談いただき、加入手続きを行ってください。

○ 会社へ相談しても加入できない場合は、下記保険担当部局へご相談ください。

加入手続き・相談窓口

労働保険: 労働基準監督署及び公共職業安定所 (ハローワーク)
社会保険: 年金事務所

労働基準監督署、公共職業安定所、年金事務所の所在地は以下のアドレスから確認できます。

労働基準監督署 → http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/location.html
公共職業安定所 → http://www.mhlw.go.jp/kyujin/hwmap.html
年金事務所 → http://www.nenkin.go.jp/n/www/section/index.html

けんせつぎょう しゃかいほけんみかにゅうもんだい キューアンドエー
建設業 社会保険未加入問題Q&A

発行日	2012年10月26日　初版第1刷発行
	2012年11月19日　初版第2刷発行
	2013年 1月 9日　初版第3刷発行
	2013年 5月23日　初版第4刷発行
編　著	建設業社会保険未加入問題研究会
企画協力	一般財団法人建設業振興基金
	全国社会保険労務士会連合会
発行者	大澤　正次
発行所	株式会社日刊建設通信新聞社
	〒101－0054
	東京都千代田区神田錦町3－13－7　名古路ビル本館
	TEL: 03 (3259) 8719
	FAX: 03 (3233) 1968
	http://www.kensetsunews.com
ブックデザイン	株式会社クロスデザイン
印刷製本	株式会社シナノパブリッシングプレス

落丁本、乱丁本はお取り替えいたします。
本書の全部または一部を無断で複写、複製することを禁じます。
©2013
Printed in Japan
ISBN978-4-902611-47-2 C2036

Q.127

「作成手順書」には何を定めればいいのか

A. 見積時の法定福利費の内訳明示を進めるにあたって、各専門工事業団体では、標準見積書とあわせて、その作成手順書の検討・作成が行われています。

作成手順書は、標準見積書の作成の手引きです。標準見積書の様式への記載例のほか、様式への記入にあたっての留意事項、内訳明示する法定福利費の算出方法などをわかりやすくまとめたものとすることが想定されています。

標準見積書や作成手順書は、それぞれの専門工事業団体に所属する会員企業などの間で共有されるものですので、団体に加入する企業にとって理解しやすいものにすると同時に、標準見積書を提示する相手方の元請などから求められた場合にも説明可能なものとする必要があります。

Q.128

労務費相当額がわからず、法定福利費の額を抜き出すのが難しい場合は

A. 現在の民間工事に係る工事の受注では、キロ単価やトン単価による見積が一般的となっており、法定福利費がどのように扱われているのかがわかりにくい状況となっています。

しかしながら、法定福利費は本来、発注者も必要経費として適正に考慮すべきとされていることを考えると、従来の総額単価による見積だけではなく、そのなかに含まれる法定福利費を内訳として明示することにより、必要な金額を確保していくことが必要です。

法定福利費の額を計算するには、労務費相当額を計算する必要がありますので、材工（ざいこう）込みの単価に含まれる材料費や機械費と労務費とを区別することにより、見積の内容を詳細にするなどの工夫が必要となります。

なお、見積書は、その時点で見込まれる価格を提示するものですので、実際の作業に従事する１人ひとりの労務費まで決定していなくても、法定福利費の額を算定することは可能と考えられます。

38理事会 6
2016. 1. 14

社会保険等未加入対策の全体像 （H26.2 時点）

国土交通省

現　状

○ 特に年金、医療、雇用保険に未加入の企業が存在
【企業別】３保険ともに加入している割合　８７％
【労働者別】元請７９％、１次５５％、２次４６％、３次下請以下４８％
<H24. 10公共工事労務費調査>

課　題

○ 技能労働者の処遇の低さが若年入職者減少の一因となり、産業の存続に不可欠な技能の承継が困難に。
○ 適正に法定福利費を負担する企業ほど受注競争上不利という不公正な競争環境。

総合的対策の推進

推進協議会の設置（第3回 H25.9.26実施）

保険加入促進計画の策定

ダンピング対策

行政によるチェック・指導

<H24. 7～>
○経営事項審査における減点幅の拡大

<H24. 11～>　○許可時・経審時に加入状況を確認・指導
○立入検査時には、加入状況に加え、元請企業の下請企業への指導状況を確認・指導
○指導に従わず未加入の企業は、保険担当部局への通報や監督処分の対象に

下請企業への指導
（下請指導ガイドライン）

<H24. 11～>
○協力会社・施工現場に対する周知啓発や加入状況の定期把握、加入指導。
○下請企業の選定時に、加入状況の確認・指導。遅くとも平成29年度以降は、未加入企業を下請企業に選定しない取扱いとすべき。
○2次以下についても、確認・指導。
○新規入場者の受け入れに際し、適切な保険に加入させるよう下請企業を指導。遅くとも平成29年度以降は、加入が確認出来ない作業員の現場入場を認めない取扱いとすべき。　等

法定福利費の確保（直轄工事の予定価格への反映、標準見積書の活用）

社会保険等への加入原資となる法定福利費を適切に確保するため、各専門工事業団体が作成した標準見積書の活用等により法定福利費を内訳明示した見積書の下請企業から元請企業への提出を本年9月末から一斉に開始（第3回社会保険未加入対策推進協議会（H25.9.26）において申し合わせ）

<公共（直轄）発注者>
① 現場管理費率式（土木）、複合単価・市場単価等（建築）の見直し（事業主負担分）及び公共工事設計労務単価の改訂（本人負担分）により、必要な法定福利費の額を予定価格に反映。

<元請企業>
②発注者に対し、必要な費用を適正に考慮した金額による見積及び契約締結を行うよう要請。
③専門工事業者に法定福利費が内訳明示された見積書の提出を求めるとともに、提出された場合、これを尊重。

<下請企業（専門工事業者）>
④法定福利費が内訳明示された標準見積書（専門工事業団体作成）を活用等して元請企業に見積提出。

<民間発注者>
○ 主要民間発注者に対し、必要以上の低価格による発注を避け、法定福利費等の必要な経費を見込んだ発注を行うこと、法定福利費が着実に確保されるよう、見積・契約等の際に配慮すること等を要請。

（法定福利費確保のイメージ）

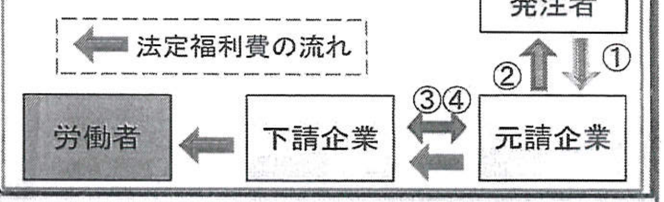

目指す姿

実施後5年（平成29年度以降）を目途に、企業単位では許可業者の加入率100%、労働者単位では製造業相当の加入状況を目指す。

これにより、○ 技能労働者の処遇の向上、建設産業の持続的な発展に必要な人材の確保
○ 法定福利費を適正に負担する企業による公平で健全な競争環境の構築　を実現

参考：国土交通省ホームページ「建設業の社会保険未加入対策」（http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk2_000080.html)